

## 特定福祉用具購入費支給について

要介護1～5の方には日常生活の自立を支援する用具、要支援1・2の方には介護予防に役立つ用具の購入費用の一部を支給します。

### 【対象品目】

- 腰掛便座(補高便座、ポータブルトイレ)
- 自動排泄処理装置のチューブ等交換可能部分
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分(移動用リフトは福祉用具貸与の対象品目となります。)

(貸与・販売選択対象品目) ※事前申請が必要です

- スロープ(敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のみは除く)
- 歩行器(脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)
- 歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る)

### 【注意事項】

- ・利用者の身体状況を勘案し、用具の使用がかえって能力低下をまねくなど、その使用が不相当と判断される場合は対象外となりますので、担当ケアマネジャー等と十分に相談したうえでご購入をしてください。
- ・原則として、同一品目を重複して購入することはできません。
- ・入院、施設入所中(住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は除く)の方は利用できません。

### 【利用者の負担】

購入費の1～3割

※ 要支援・要介護の認定区分にかかわらず、1年間に10万円まで購入できます。

### 【支給までの流れ】

購入費全額をいったん販売事業者へお支払いいただき、必要書類を高齢福祉課にご提出ください。内容審査の上、購入費から上記自己負担分を除いた費用を後から支給します。

※ 市町村民税非課税世帯であること等の要件を満たす方は、受領委任払い(購入費用の自己負担額のみを支払い、保険給付額を業者へ支払う制度)で購入することができます。

詳細は別紙4「受領委任払いについて」をご覧ください。

#### 【提出書類】

- ・ 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
- ・ 福祉用具購入が必要な理由
- ・ 領収証(コピーを提出する場合は原本の確認を行いますので、提出時にご持参ください。)
- ・ 福祉用具のカタログ(当該福祉用具の概要を記載した書類)

※ 「排泄予測支援機器」の給付申請の場合は、上記提出書類に加え、下記の 2 つが必要です。書類の用意につきましては、購入先の指定事業者にご相談ください。

(1) 医学的な所見の確認書面(いずれか1つ)

- ・ 介護認定審査における主治医の意見書
- ・ サービス担当者会議等における医師の所見
- ・ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ・ 個別に取得した医師の意見書 等

(2) 排泄予測支援機器確認調書 (市ホームページに記載の書式をご利用ください。)

- ・ 購入先の販売事業者による記入が必要です。

※ 「貸与・販売選択対象品目」(スロープ、歩行器、歩行補助つえ)の給付申請の場合は、購入前の事前申請が必要です。購入先の指定事業者にご相談ください。

(1) 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前確認依頼書

(2) 福祉用具販売計画書

(3) 購入予定の福祉用具カタログ(当該福祉用具の概要を記載した書類)